

手術の通則5及び6に掲げる手術の施設基準に係わる掲示事項

(2024年1月から2024年12月)

区分1	件数
頭蓋内腫瘍摘出術等	2
黄斑下手術等	3
鼓室形成術等	4
肺悪性腫瘍手術等	59
経皮的カテーテル心筋焼灼術	0

区分2	件数
靱帯断裂形成手術等	7
水頭症手術等	6
鼻副鼻腔悪性腫瘍摘出術等	0
尿道形成手術等	0
角膜移植術	0
肝切除術等	23
子宮附属器悪性腫瘍手術等	1

区分3	件数
上顎骨形成術等	3
上顎骨悪性腫瘍手術等	3
バセドウ甲状腺全摘(亜全摘)術(両葉)	1
母指化手術等	0
内反足手術等	0
食道切除再建術等(うち食道悪性腫瘍手術は開腹・開胸のみ)	0
同種腎移植術等	0

区分4	件数
区分4に分類される手術の件数	641

その他		件数
人工関節置換術		159
乳児外科施設基準対象手術		0
ペースメーカー移植術及びペースメーカー交換術		14
冠動脈、大動脈バイパス移植術(人工心肺を使用しないものを含む。)及び体外循環を要する手術		0
経皮的冠動脈形成術	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	1
経皮的冠動脈粥腫切除術		0
経皮的冠動脈ステント留置術	急性心筋梗塞に対するもの	0
	不安定狭心症に対するもの	0
	その他のもの	5

二次性骨折予防継続管理料	件数
大腿骨近位部骨折患者に対する骨折観血的手術及び人工骨頭挿入術	67
大腿骨近位部骨折後48時間以内に手術を実施した数	8